

〔 平 25.10. 8
総 3 - 1 〕

税制調査会資料 〔国際課税関係〕

平成 25 年 10 月

OECD 租税委員会議長

浅川 雅嗣

租税委員会の組織と活動の概要(2013年10月時点)

租税委員会

議長: 浅川 雅嗣

ビューロメンバー:

チリ、デンマーク、フランス、ドイツ、
イタリア、韓国、メキシコ、オランダ、
スペイン、英国、米国

税務長官会議(FTA)

臨時議長: フィーヒーリー (アイルランド)

税務行政の知見・経験の共有

租税犯罪タスクフォース

税務当局とマネロン当局との連携等

アドバイザー・グループ

共同議長: カナダ、マレーシア

グローバル・リレーションズ・プログラムを中心に、CFAの作業につき非加盟国を交えて議論

有害税制フォーラム

共同議長: 日置(日)・Marcus(仏)

・加盟国の有害税制審査
・非加盟国の有害税制・金融センターの調査

執行共助条約調整機関

議長: ハモンド(加)

マルチ条約の実施及び発展について監視。新規加盟希望国の審査等

電子経済タスクフォース(新設)

共同議長: Marcus(仏)・ハラデンス(英)

電子商取引に対する直接税・間接税のあり方検討

BEPS多国間協定

非公式グループ(新設)

BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発

グローバル・リレーションズ・プログラム

税制に係る非加盟国支援プログラム。我が国が最大のドナー。

第11作業部会(WP11) (新設)
議長: ルヒナレ(伊)
CFC税制、利子損金算入制限、
タックスプランニング報告義務

第10作業部会(WP10)
議長: ヤファー(墨)
(自動的)情報交換、脱税・租税回避防止策、
徴収共助、贈賄、銀行機密問題等

第9作業部会(WP9)
議長: ハロッド(NZ)
消費税(国境を越えたサービス取引に
おける消費課税の問題点等)

第6作業部会(WP6)
議長: レバック(加)
移転価格ガイドラインの改訂、
PEへの所得の帰属の検討等

第2作業部会(WP2)
議長: コリン・ブラウン(豪)
租税統計、各国の税制の分析

第1作業部会(WP1)
議長: ドーソン(英)
モデル条約の改定

税の透明性と情報交換に関する グローバルフォーラム

議長: ロウ(南ア)

情報交換の実施に関するピア・レビューの実施

国際課税に関する国際的協力の拡大①

【OECD租税委員会を中心とした課税権の調整】

- 国際課税においては、各国がそれぞれの税源確保のために課税権を幅広く適用しようとするため、これを国際的に調整することが必要。
- 先進国はOECD 租税委員会(1971年設立)を中心に、所得の受け取る国で課税を行う考え方(「居住地国課税」)を重視しつつ、課税権を調整してきた。

【BEPSプロジェクト】

- 国境を越えた電子商取引の広がり等、経済のグローバル化に対し、現行の国際課税ルールが追いついていない。この結果、近年、源泉地国でも居住地国でも十分に課税されない「二重非課税」の問題や、本来課税されるべき経済活動が行われている国で所得計上されない問題が顕在化。
- リーマンショック後の財政悪化や所得格差の拡大を背景に、一部の多国籍企業が払うべきところで税金を適正に支払っていないことについて、政治的に看過できなくなった。
- 国境を越えた脱税・租税回避スキームに対し、国際協調の下、戦略的かつ分野横断的に問題解決を図るため、2012年6月より「BEPSプロジェクト」を開始。

BEPS 行動計画の公表

- OECD租税委員会は、昨年より「税源浸食と利益移転」(BEPS : Base Erosion and Profit Shifting)に関するプロジェクトを立ち上げ、本年7月19日に「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画は、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(7月19~20日、モスクワ)に提出され、日本をはじめとするG20 諸国から全面的な支持を得た。
- 行動計画の実施に関し、OECD非加盟のG20 メンバー8か国(※)がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD/G20 BEPSプロジェクト」を設けた。

(※) 中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
- 各国が、二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動の行われている場所での課税を十分に可能とするため、OECDは、行動計画の各項目について、今後1~2年半の間に、新たに国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとしている。

BEPSの問題点

多国籍企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減

政府

- 税収の減少。
- 税制に対する信頼を揺るがす。
- 発展途上国で、経済成長を促進する公共投資に必要な財源が不足する。

個人

- 国境を容易に越えられない納税者がより大きな割合の税負担を強いられる。

企業

- BEPSを活用しない企業が、競争上不利な立場に押しやられ、公平な競争が害される。

BEPSプロジェクトの歩み

2012年6月

- － G20サミット（メキシコ・ロスカボス）において、「税源浸食と利益移転を防ぐ必要性」について再確認
- － OECD租税委員会本会合において、BEPSプロジェクトを開始

2012年後半

- － スターバックス、グーグル、アマゾン、アップル等の租税回避が政治問題化

2012年11月

- － 英、独の財務大臣がBEPSに関する共同声明を公表（仏財務大臣も賛同）

2013年1～2月

- － OECD租税委員会本会合において、BEPSに関する現状分析報告書「Addressing BEPS」を承認
- － G20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア・モスクワ）に同報告書を提出

2013年6月

- － G8サミット（イギリス・ロックアーン）で、BEPSプロジェクトを支持
- － OECD租税委員会本会合において、「BEPS行動計画」を承認

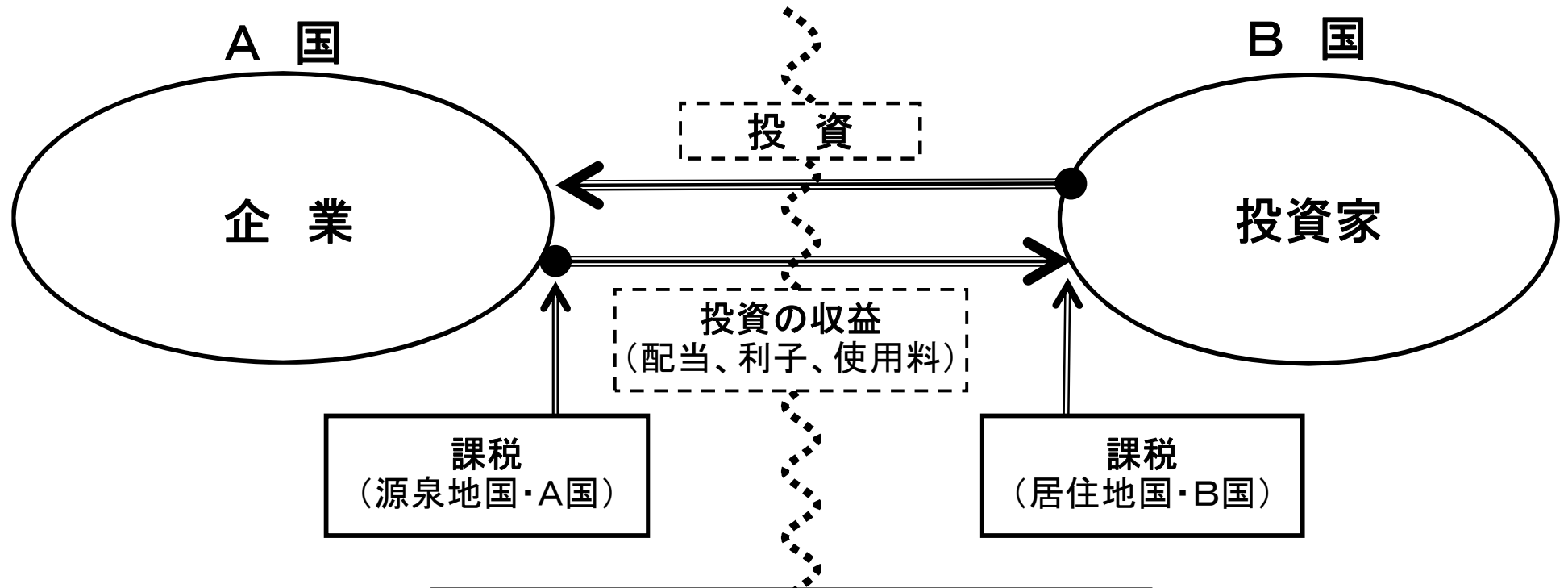
2013年7月19日

- － 「BEPS行動計画」公表。G20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア・モスクワ）に提出

2013年9月5～6日

- － G20サミット（ロシア・サンクトペテルブルク）において、BEPS行動計画を全面的に支持

租税条約による課税権の調整（投資所得）

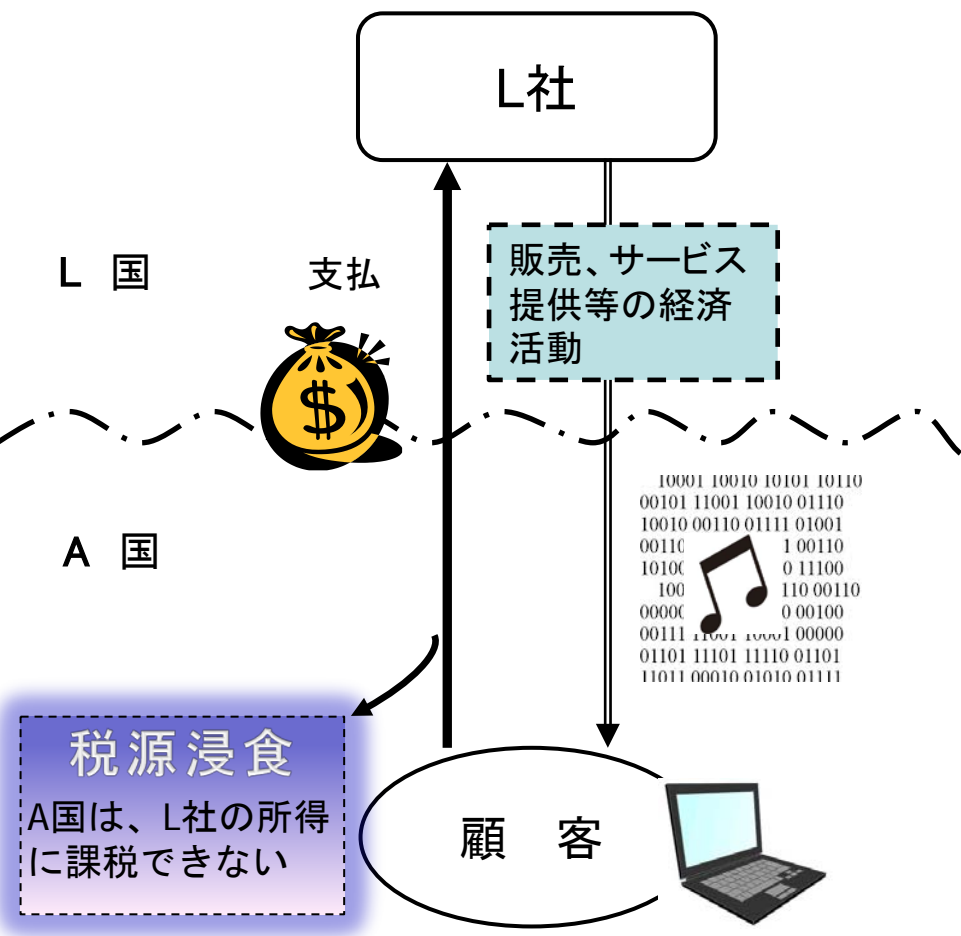


租税条約により二重課税を排除・抑制

課題

- ① 二重非課税。所得が、A国（源泉地国）でもB国（居住地国）でも十分に課税されていない。
- ② 経済実態と課税実態の乖離。本来課税されるべき経済活動が行われている国に課税所得が計上されていない。

行動1 電子商取引への課税のあり方を検討



行動1 電子商取引課税のあり方を検討

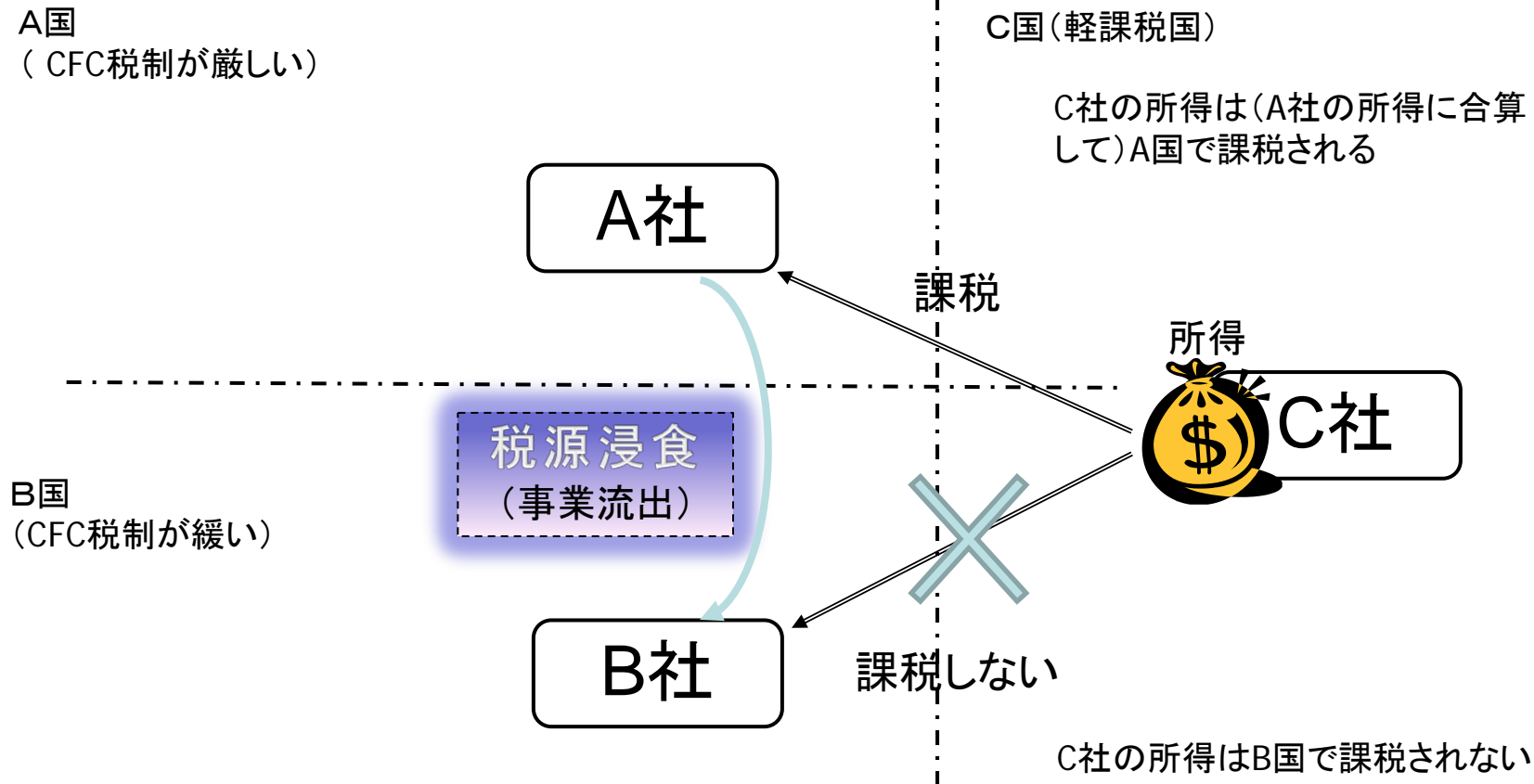
電子商取引により、支店等の恒久的施設 (PE : Permanent Establishment) がなくとも十分に販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引課税のあり方を検討する。

10001 10010 10101 10110
00101 11001 10010 01110
10010 00110 01111 01001
00110 1 00110
10100 0 11100
100 110 00110
00000 0 00100
00111 11001 10001 00000
01101 11101 11110 01101
11011 00010 01010 01111

行動3 外国子会社合算税制の普及

各国の外国子会社合算税制(CFC税制)が異なると、租税負担を避けるため、CFC税制が厳しい国(A国)からCFC税制が緩い国(B国)に事業が流出するおそれ。

→ B国がA国並みのCFC税制を導入する必要。



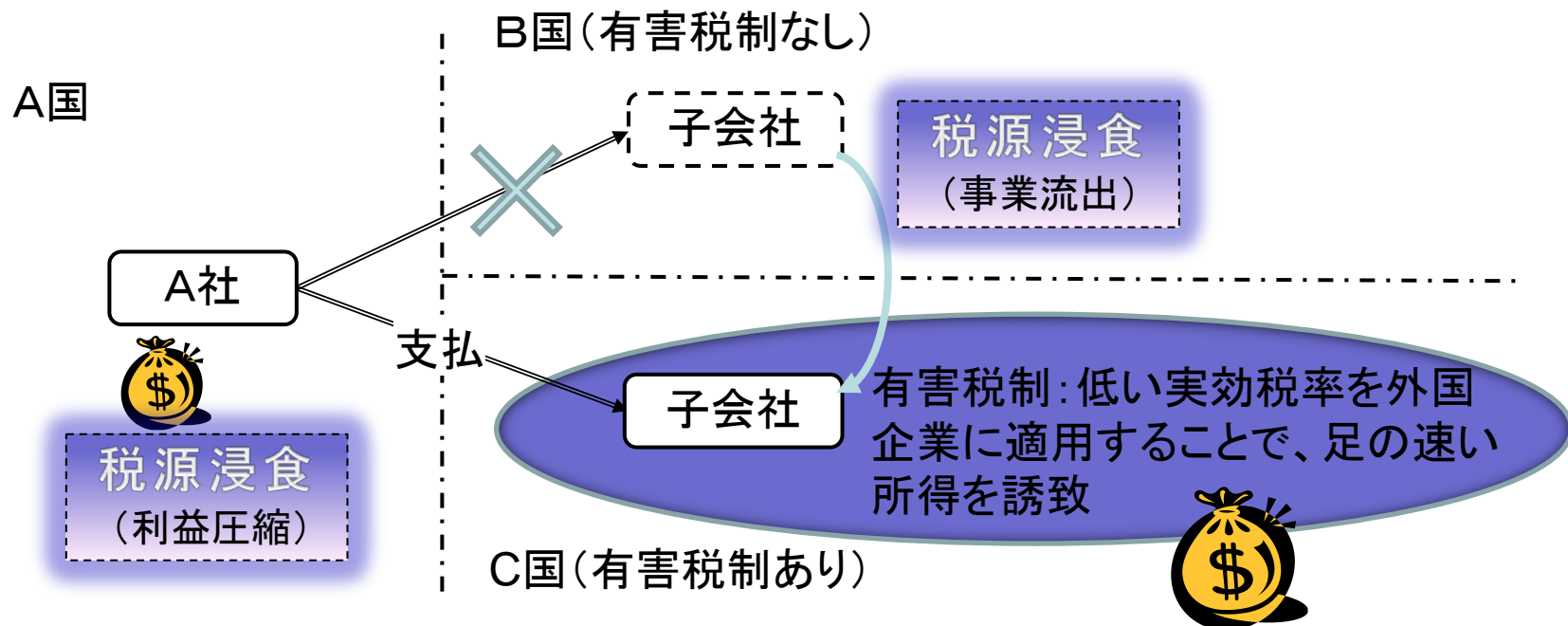
行動3 実効性のあるCFC税制について勧告を策定し、各国がこれを導入する

行動5 有害税制への対抗の強化

OECDにより定義された「有害税制 (harmful preferential tax regime)」とは、

- ① 金融・サービス等の活動から生じる「足の速い所得 (mobile income)」に対して通常より低い実効税率を適用し、
- ② 外国からの誘致企業や外国企業のみを優遇する「囲い込み」を行うこと
- ③ 透明性の欠如
- ④ 実効的な税に関する情報交換の欠如

により、①に該当し、かつ②～④のいずれかに該当する優遇税制のこと。



行動5

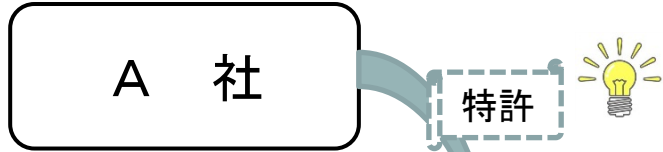
- ・ 短期: 「囲い込み」以外の既存の有害税制の定義 (税制の透明性等) も厳格に適用し、優遇税制が租税回避に利用されていないか審査。
- ・ 中期: OECD非加盟国の税制を審査する。
- ・ 長期: 審査対象とする有害税制の定義を拡充すべきか検討する。

行動 8 無形資産の移転価格ルールの方策

A 国

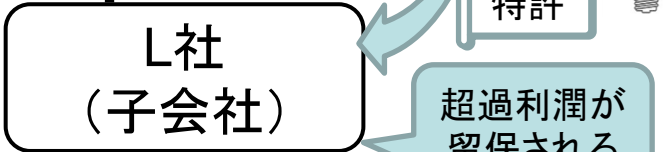
税源浸食

A社は超過利益の源泉となる無形資産を譲渡したことに對する十分な対価を得ていない。



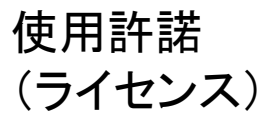
無形資産(特許やブランド権等の知的財産権など)を移転

L 国



超過利潤が留保される

B 国



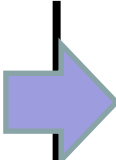
←国際ルールが明確でないため、移転価格税制の適用が困難

行動 8 無形資産の移転価格ルールの策定

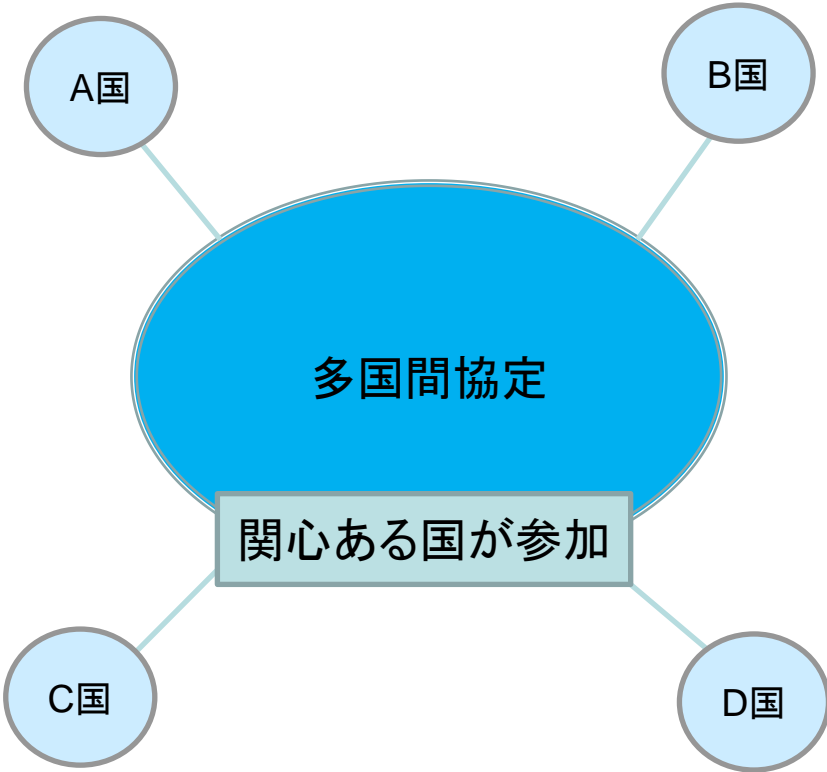
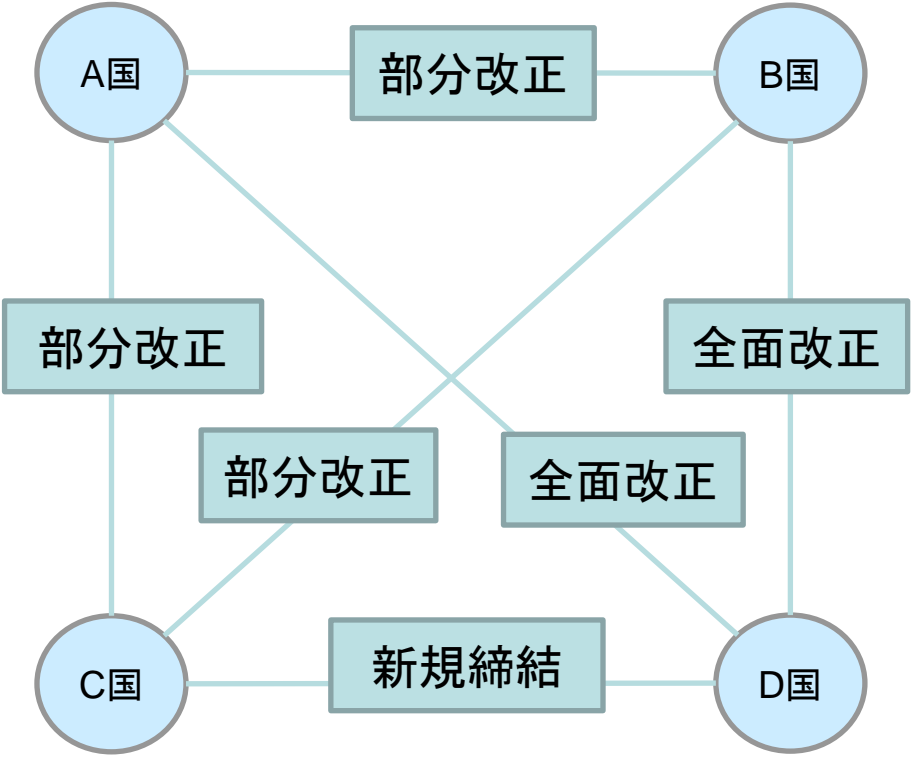
無形資産に関し、定義、移転のタイミングの決定方法、独立企業間価格の算出方法等に関する国際基準を策定する。

行動15 多国間協定の開発

BEPS対策措置を実現するために、
各々の二国間租税条約を改正しよ
うとすれば、長い時間がかかる



一本の多国間協定により、一度に
二国間租税条約を改正し、BEPS
対策措置を効率的に実現する



行動15 BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する。その後、多国間協定案を開発する。

国際課税に関する国際的協力の拡大②

【情報交換】

- 2005年、OECDは加盟国間で合意された「モデル租税条約」を改定し、情報交換を強化。
- 2009年にはG20首脳声明において、タックスヘイブンを含めた世界各国にも情報交換を要請。これを受け、「グローバル・フォーラム」において各国の情報交換（要請に基づく情報交換^(注)）の法制・実施を相互審査することとなった。

（注）租税条約に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自動的情報交換、③自発的情報交換の3形態がある。

【自動的情報交換の国際基準策定】

- 2008年のスイスUBS事件等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座コンプライアンス法（FATCA）」が成立（2013年1月施行）。
- 2012年2月以降、各国がFATCAへの対応について米国と合意。これを契機に、OECDは多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。本年9月のG20サミットにおいて、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミット。

グローバル・フォーラムについて

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」は、税の情報交換に関する法制・執行についてのピア・レビュー等を行うため、OECD加盟国に加え、非加盟国を含む100以上の国・地域が参加するフォーラム。

- 2008年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視され、2009年4月のG20サミットを契機に、国際基準に則り税務当局間で納税者情報(銀行機密情報も含む)の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- 2009年9月にOECDの「グローバル・フォーラム」を拡充し、いわゆるタックスヘイブンを含む各国の情報交換の法制・執行の両面からピア・レビュー(相互審査)を行うことにつき合意。2010年3月から審査作業を開始。2013年3月までに、100のピア・レビュー報告書を採択。2013年6月現在グローバル・フォーラムには120の国・地域が参加。
- ピア・レビューの審査項目は以下の3本柱。
 - ① 情報の記録(経済取引を行っている者や金額等の情報が適正に記録・保存されているか等)
 - ② 税務当局が情報を取得する権限(銀行機密に妨げられないか等)
 - ③ 税務当局間の情報交換(関係する国・地域と、自国の課税上の利益がなくても、情報を交換しているか等)
- 原則として、法制面審査(Phase1)を行い、特段の問題がない場合にのみ、執行面審査(Phase2)に移行する。ただし、情報交換の経験が十分ある国・地域については、Phase1とPhase2を同時に審査する(Combined)。
- 我が国は、グローバル・フォーラムの下部機関で、ピア・レビューの具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ」の共同副議長、及びグローバル・フォーラムの運営方針を決める運営会合のメンバーとして参画・貢献してきている。

米国の外国口座コンプライアンス法

外国 (日本等) 米国

米国人口座の
情報を提供

- ・口座保有者の名称
- ・口座残高
- ・利子や配当の年間受取総額 など

米IRS
(内国歳入庁)

FFI契約

外国金融機関
Foreign Financial Institution

米国企業

配当
利子など

30%源泉徴収や
非協力口座の閉鎖

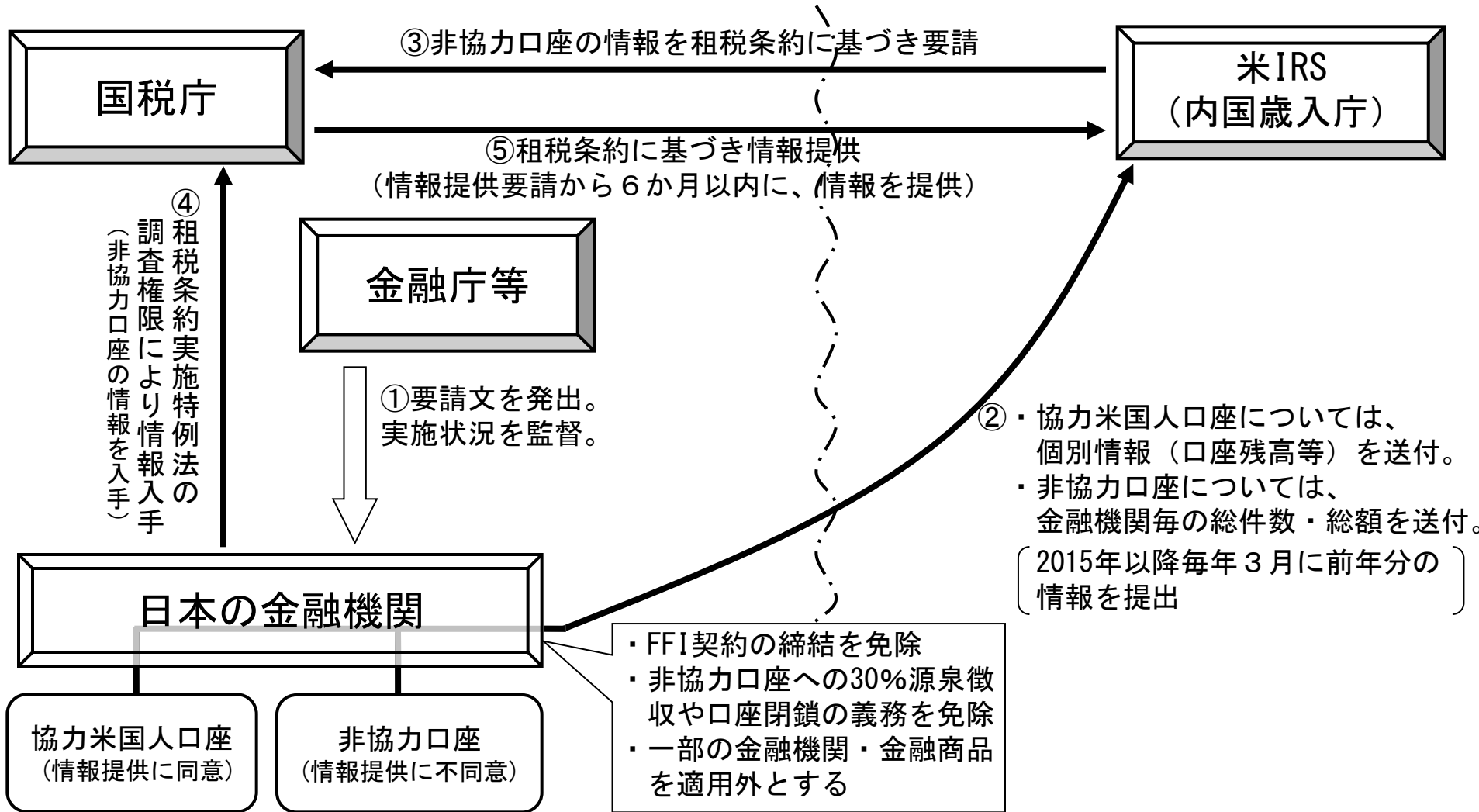
FFI契約を結ば
ない場合、30%
の懲罰的源泉課
税が課される

協力米国人口座
(情報提供に同意)

非協力口座
(情報提供に不同意)

日本の米FATCAへの対応（モデル2 政府間取決め）

日本当局（財務省、国税庁、金融庁等）と米財務省の間で当局間声明を公表（2013年6月11日）



欧州5カ国（英独仏伊西）の米FATCAへの対応 （モデル1政府間取決め）

欧州5カ国税務当局

③政府間取決めに従って自動的に情報提供
（2015年以降毎年9月末までに前年分の情報を提供）

米IRS
（内国歳入庁）

①FATCAの求める情報
（米国居住者の口座残高
など）を金融機関に提出
させる国内法を整備
（英仏は2013年7月に国内法
成立済。独伊西は法案未提出。）

米国の金融機関にある
欧州5カ国居住者の口座
情報を入手し5カ国の
税務当局に送付

- ・ FFI契約の締結を免除
- ・ 非協力口座への30%源泉徴収や口座閉鎖の義務を免除

欧州5カ国の金融機関

- ・ 2012年2月に欧州5か国と米国が本対応案に関する共同声明を発表。
- ・ 同年7月にはこの対応案に関するモデル1政府間取決めが公表された。
- ・ 2013年4月に欧州5か国の財務大臣は欧州委員会に対し、モデル1政府間取決めを、多国間の自動的情報交換の基準とすることを提案。

②右国内法により
情報入手

協力米国人口座
（情報提供に同意）

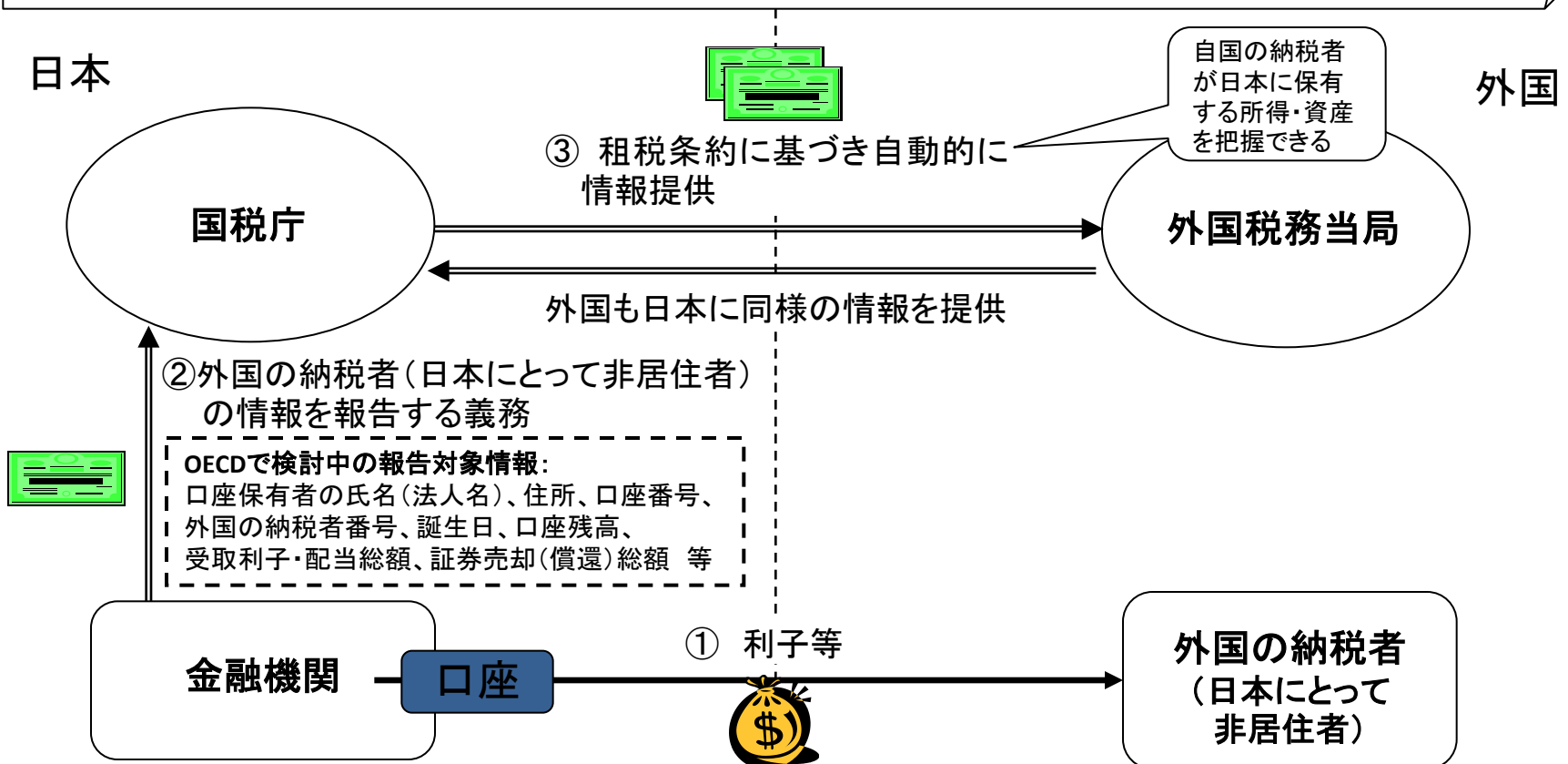
非協力口座
（情報提供に不同意）

FATCA における提供情報の内容

口座保有者を特定する事項		(「口座保有者＝米国人」である場合)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業体：名称、所在地、米国納税者番号 ● 個人：氏名、住所、米国納税者番号
口座を特定する事項		(「口座保有者＝米国人が支配する事業体」である場合)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業体の名称、所在地、米国納税者番号 ● 当該事業体を支配する米国人の氏名、住所、米国納税者番号
口座が開設されている金融機関を特定する事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 名称、当該金融機関を特定する番号（ある場合）
口座の内容に関する事項	ストック情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末の口座残高
	フロー情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 一年間に口座に支払われた、利子、配当等の総額

外国税務当局との自動的情報交換 (Automatic Exchange Of Information)

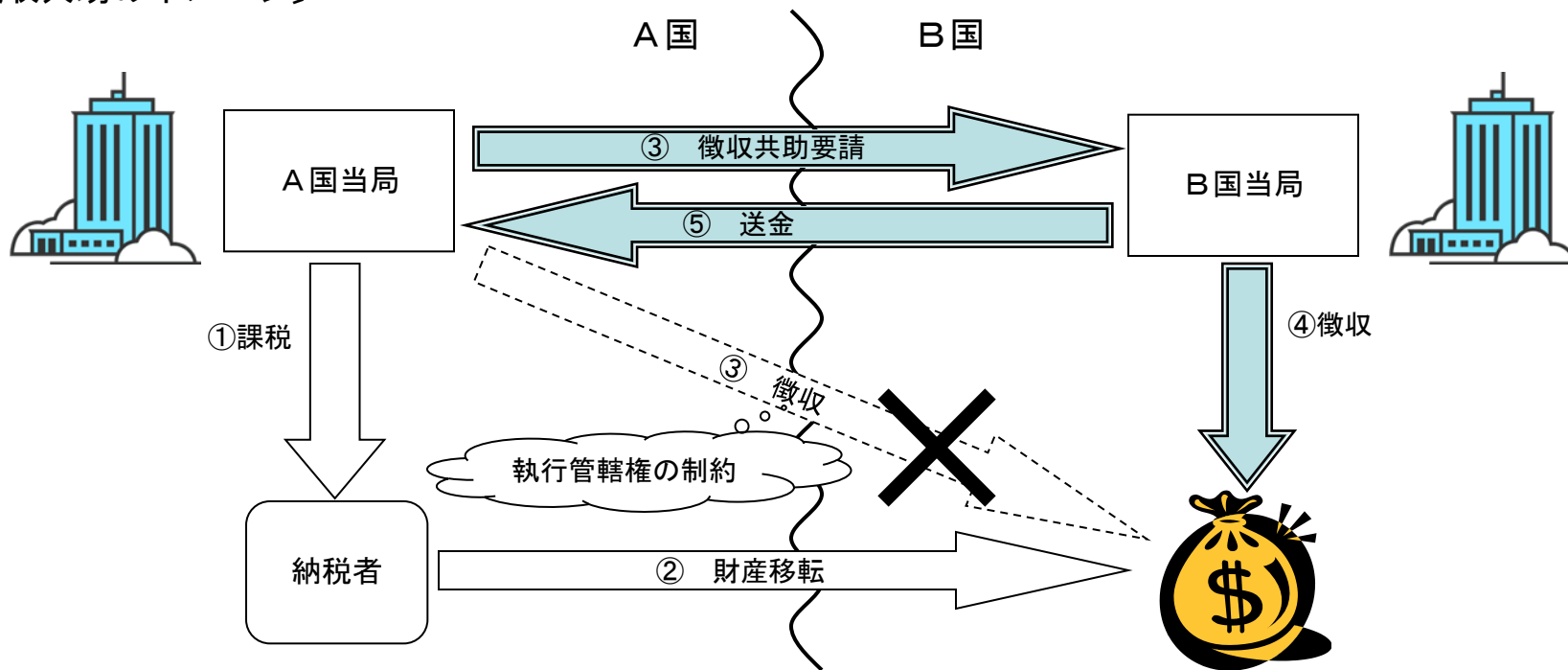
- 自動的情報交換とは、非居住者(外国の納税者)の取引等の情報を、租税条約に基づき、外国税務当局に対して、自動的に提供する仕組み。
- 日本の国税庁は、毎年、法令(法定調書)により収集した数十万件の情報を外国税務当局と交換している。(注:2012年度実績:提供9.1万件、受領13.8万件)
- 現在OECDにおいて、自動的情報交換の国際基準を策定する作業が進められている。



徴収共助について

- 徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収する枠組みをいう。
- 経済活動の国際化の進展に伴い、国境を越えた脱税、租税回避等が問題となっており、租税債権の徴収についても、国際的な協力を行うことの必要性が国際的にも認識されてきている。
- こうした中、我が国も2011年11月3日に税務行政執行共助条約に署名。平成24年度税制改正において、徴収共助等に関する国内法の規定の整備が行われた。
- 税務行政執行共助条約は、第183回国会において承認され、2013年10月1日に発効。また、同国会において、OECDモデル租税条約に沿った徴収共助に関する規定が盛り込まれた日米租税条約改正議定書及び新日ニュージーランド租税条約が承認された。

〔徴収共助のイメージ〕



税務行政執行共助条約の概要

- 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多国間条約(1988年に署名開放)
 - ① 情報交換:参加国の税務当局間で租税に関する情報を交換する仕組み
 - ② 徴収共助:租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する仕組み
 - ③ 文書送達共助:税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する仕組み
- 2010年5月の改正議定書により、情報交換規定が国際標準(①銀行機密の否定、②自国に課税の利益がない場合でも情報を収集し提供する)に沿った形に改正された。
- 2011年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、本条約に署名することを奨励する共同声明を採択。
- 2011年11月3日のG20カンヌサミットで、日本、トルコ、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、ロシア、インドネシアが新規に署名。我が国については、2013年10月1日に発効。
- 2013年10月1日現在の署名国は、日、米、英、仏、独、伊、加、中、韓等56か国。
 - 欧州、東欧・旧ソ連地域 : イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルク、マルタ、スロベニア、チェコ、スロヴァキア、オーストリア、ポーランド、ルーマニア、アルバニア、ギリシャ、リトアニア、ラトビア、エストニア、ロシア、ウクライナ、グルジア、モルドバ、アゼルバイジャン
 - 中近東、アフリカ地域 : トルコ、サウジアラビア、モロッコ、ガーナ、チュニジア、ナイジェリア、南アフリカ
 - アジア、大洋州地域 : 日本、中国、韓国、インド、インドネシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド
 - 北米、中南米地域 : アメリカ、カナダ、メキシコ、コスタリカ、グアテマラ、ベリーズ、コロンビア、アルゼンチン、ブラジル

(注)下線は、発効済の国を表す。

参 考 资 料

G8首脳サミット 安倍総理大臣発言（税部分）に関する事後記者ブリーフ

（2013年6月17-18日 於：ロックアーン）

- 税金の話というのは専門的になりがちだが、実は政治そのものである。特に国民は税制が公平かどうかということに注目している。税制が多国籍企業に対して公平かどうか、多国籍企業が払うべきところで税金を支払っているのかという点が問題である。企業は地域のインフラや安全を享受していることから、払うべきところで税金を払うことが重要である。
- この問題に各国が真剣に取り組み、ルールを作ることが、公平な税制や公平な社会の建設に役立つ。時代の変化に税制が追いついていない中で、多くの企業がこれを利用していることが問題である。このため、各国による、税源獲得を目指した税負担の軽減競争を避け、OECD租税委員会の税源浸食と利益移転に関する活動等において、協調して各国の税制の調和を図ることが不可欠であり、G8諸国が最大限協力していくべきである。
- また、税金の自動的情報交換については、日本は、これを積極的に実施してきている。今後、OECDで国際基準が策定されることを期待する。

「税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画」の公表についての財務大臣談話

(2013年7月19日)

- 本日、OECD租税委員会がとりまとめた「税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）行動計画」が公表され、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された。「BEPS行動計画」は、国際課税に関する国際的な協力の歴史において転機となる画期的な成果であり、日本はこれを強く支持する。
- グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している状況を是正し、実際に経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とすることが必要である。納税者の税制に対する信頼を確保する上でも、各国が協調してそれぞれの税制の調和を図ることが不可欠である。
- 日本は、現在、OECD 租税委員会の議長（浅川財務省総括審議官）を出しており、これまで OECD などの場を通じて、国際課税の議論を先導してきた。私も G8 や G20 などの場で議論に積極的に関与してきており、今後とも、自分がイニシアティブをとって、議論を加速させていきたい。

20 国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（BEPS 関連・仮訳）

（2013 年 7 月 19-20 日 於：モスクワ）

18. すべての納税者が応分の税を支払うことを確保することは、財政の持続可能性、経済成長の促進及び開発の資金を調達するための途上国の能力構築の必要性という文脈において、優先度が高い。租税回避、有害な慣行及び濫用的なタックス・プランニングに対して取り組む必要がある。また、電子経済の広がり、国際課税への課題を提起している。我々は、適当な場合に計画を充実させるメカニズムとともに、G20 の要請を受けて OECD が提出した、税源浸食・利益移転（BEPS）に対処することを目的とした野心的で包括的な行動計画を全面的に支持する。我々は、OECD/G20 BEPS プロジェクトの設立を歓迎し、全ての関心のある国が参加することを奨励する。我々は、行動計画で特定された 15 の課題に対処するための提案及び勧告の進展状況についての定期的な報告を期待するとともに、国家主権の枠組みを考慮しつつ、必要な個別及び協調的な行動をとることにコミットする。足の速い所得への効果的な課税は主要な課題の一つである。利益を生み出す機能が果たされ、価値が創出される場所で利益が課税されるべきである。BEPS を極小化するために、我々は、メンバー国に対し、我々自身の国内法がどのように BEPS に寄与しているかを調査するとともに、多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにすることを要請する。

G20 サンクトペテルブルグ・サミット首脳宣言（BEPS 関連・仮訳）

（2013 年 9 月 5-6 日 於：露・サンクトペテルブルグ）

50. 厳しい財政再建や社会的困難を迎えている状況において、多くの国では、全ての納税者が応分の税を支払うことを確保することはかつてないほどの優先課題となっている。租税回避、有害な慣行及び濫用的なタックス・プランニングに対して取り組む必要がある。また、電子経済の発展は、国際課税への課題を提起している。我々は、適当な場合に計画を充実させるメカニズムとともに、税源浸食・利益移転に対処することを目的としたOECD策定の野心的で包括的な行動計画を全面的に支持する。我々はG20/OECD・BEPSプロジェクトの設立を歓迎し、全ての関心のある国が参加することを奨励する。利益を生み出す経済活動が行われ、価値が創出される場所で、利益が課税されるべきである。税源浸食・利益移転を極小化するために、我々は、メンバー国に対し、我々の国内法がどのように税源浸食・利益移転に寄与しているかを検証するとともに、多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにすることを要請する。我々は、足の速い所得への効果的な課税は主要な課題の一つであると認識する。我々は、行動計画で特定された15の課題に対処するための提案及び勧告の進展状況についての定期的な報告を期待するとともに、国家主権の枠組みを考慮しつつ、必要な個別及び共同の行動をとることにコミットする。

G20 サンクトペテルブルグ・サミット首脳宣言 （情報交換関連・仮訳）
（2013年9月5-6日 於：露・サンクトペテルブルグ）

51. 我々は、税の透明性の分野で達成された最近の進展を称賛し、多国間及び二国間の自動的情報交換のための真にグローバルなモデルに関するOECDの提案を完全に支持する。その他のあらゆる国・地域に、可能な限り早期に我々に加わることを求めつつ、我々は、新しい国際基準としての自動的情報交換にコミットしている。なお、当該基準は守秘義務と交換された情報の適切な使用を確保しなければならない。我々は、2014年2月までに、自動的情報交換のためのそうした新しい単一の国際基準を提示することを目的とした、G20諸国とともに行うOECDの作業を完全に支持し、2014年央までに効果的な自動的交換の技術的様式を完成させることにコミットする。並行して、我々は、2015年末までにG20諸国間で、税に関する自動的情報交換が開始されることを期待する。我々は全ての国に対し、更なる遅滞なく多国間税務行政執行共助条約に参加することを求める。我々は、世界規模で新しい基準が実際に完全に実施されることを期待する。我々は、グローバル・フォーラムに対し、要請に基づく情報交換の効果的な実施に関する包括的な国別評価を完了させるとともに、当該基準の実施の継続的な監視を確保することを奨励する。我々は、全ての国・地域、とりわけ、フェーズ2にまだ移行していない14の国・地域にグローバル・フォーラムの勧告に取り組むよう促す。我々は、グローバル・フォーラムが真の受益者に関してFATFの取組を活用することを勧める。我々はまた、グローバル・フォーラムに対し、自動的情報交換に関する新しい国際基準の実施を監視し、レビューするメカニズムを設立することを求める。

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ①

行 動	概 要	期 限
1	電子商取引課税 電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成。	2014年9月
2	ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認 ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い(例えば法人か組合か)が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する。	2014年9月
3	外国子会社合算税制の強化 外国子会社合算税制(一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算)に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。	2015年9月
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。 また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月 2015年12月
5	有害税制への対抗 OECDの定義する「有害税制」について ① 現在の枠組みを十分に活かして(透明性や実質的活動等に焦点)、加盟国の優遇税制を審査する。 ② 現在の枠組みに基づきOECD非加盟国を関与させる。 ③ 現在の枠組みの改定・追加を検討。	2014年9月 2015年9月 2015年12月

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ②

行 動	概 要	期 限
6	<p>租税条約濫用の防止</p> <p>条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する。</p>	2014年9月
7	<p>恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止</p> <p>人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設(PE: Permanent Establishment)の定義を変更する。</p>	2015年9月
8	<p>移転価格税制(①無形資産)</p> <p>親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。</p> <p>また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。</p>	2014年9月 2015年9月
9	<p>移転価格税制(②リスクと資本)</p> <p>親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。</p>	2015年9月
10	<p>移転価格税制(③他の租税回避の可能性が高い取引)</p> <p>非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。</p>	2015年9月

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ③

行 動	概 要	期 限
11	BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し、分析する方法を策定する	2015年9月
12	<p>タックス・プランニングの報告義務</p> <p>タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する。</p>	2015年9月
13	<p>移転価格関連の文書化の再検討</p> <p>移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。</p>	2014年9月
14	<p>相互協議の効果的实施</p> <p>国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する。</p>	2015年9月
15	<p>多国間協定の開発</p> <p>BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する。</p> <p>その後、多国間協定案を開発する。</p>	2014年9月 2015年12月